

社会福祉法人健悠会理事会役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健悠会理事会の理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬は、理事会及び会計監査出席1回当たりの額とし、その額は次のとおりとする。

- (1) 理事長 5,000円
- (2) 理事 3,000円
- (3) 監事 3,000円

(報酬の支給)

第3条 報酬は、毎年3月に支給する。ただし、任期満了、退任又は死亡したときは、それぞれその都度支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会及び会計監査に出席したときは、1回当たり3,000円をその都度支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月1日から適用する。
- 2 役員報酬規程及び費用弁償規程は廃止する。